



【特定教育・保育施設以外の幼稚園向け】

## 幼児教育・保育の無償化がはじまります

令和元年10月1日から、幼稚園の保育料（利用者負担額）および幼稚園の預かり保育利用料（「保育の必要性」の認定を受けた場合）が無償化されます。

### 無償化の範囲

区分 対象年齢等	①入園料・保育料 (特定教育・保育施設以外)	②預かり保育利用料
3歳児～5歳児 (年少・年中・年長) 	「施設等利用費」を支給 ◎上限額 私立：月 27,500 円 国立：月 8,700 円	「施設等利用費」を支給 1日 450 円×利用日数 (上限額：月 11,300 円) ※「保育の必要性の認定」が必要です。
満3歳児 (3歳になった日 ～最初の3月末まで) 		対象者：住民税非課税世帯 「施設等利用費」を支給 1日 450 円×利用日数 (上限額：月 16,300 円) ※「保育の必要性の認定」が必要です。

#### ※「保育の必要性の認定」とは？

就労（月 64 時間以上）、妊娠・出産、保護者の疾病等により家庭での保育が困難であり、保育の必要性があることを市が認定します。認定を受けるには、申請書および就労証明書などの書類の提出が必要です。（幼稚園に提出できます）

### 無償化の手続き

幼稚園の種類や利用の区分によって、手続きの方法が異なります。

#### ★①幼稚園の入園料・保育料（特定教育・保育施設以外の幼稚園）

→「施設等利用給付認定申請書」を幼稚園に提出します。

→給付認定後、幼稚園を通じて「施設等利用費」を市に請求します。

※幼稚園に支払った利用料と上限額とを比較して低い方の額が支給されます。

※「施設等利用費」は幼稚園を通じて保護者に支給される場合があります。

#### ★②幼稚園の預かり保育利用料

→「保育の必要性の認定」の後に「施設等利用費」を市に請求します。

※幼稚園に支払った利用料と上限額とを比較して低い方の額が支給されます。

### 無償化にならないもの

通園送迎費、給食費※、行事費、教材費など実費として徴収される費用については、これまでどおり保護者の負担になります。

※給食の副食費（主食を除くおかず代など）は、年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び小学校 3 年生までの兄弟姉妹のうち第 3 子以降の子どもについては免除の対象となります。

【問合せ】ひたちなか市教育委員会事務局 学務課 TEL029-273-0111 内線 7323